

第1回 田沼意次の評価について

佐藤 雄介

1 田沼意次の略歴と素顔

★経歴

・先祖は徳川頼宣に仕える（紀州藩士）。意次の祖父；義房、浪人。その子供の意行（おきゆき）は吉宗が部屋住みの時代に召し出される→吉宗が将軍になったときとともに江戸へ。小姓。吉宗子飼いの家臣。

・意次は世子家重の小姓。部屋住みの身分で幕臣に（同時期に小姓になった藪家と岩本家も紀州系）。あまり多くない事例。次代の側近としての期待？

・享保 20（1735）年、遺跡を継ぐ。600 石相続。元文 2（1737）年従五位下主殿頭。旗本の官位としては最高位（高家などは除く）。

・延享 2（1745）年吉宗隠居。意次も将軍の小姓に。すぐに小姓頭取。のち、小姓組番頭兼御用取次見習。知行 2000 石（御用取次に就任すると 2000 石に加増されるという内規あり）

・宝暦元（1751）年御用取次→5 年知行 5000 石→8 年評定所の一員として、美濃郡上（ぐじょう）一揆の再吟味→同年相良で 5000 石の加増。大名に（ただし「無城」で「邑主」）。

・側用人などが二代続けて権勢をふるうことは、なかなかない。cf 柳沢吉保など。

・家重隠居（宝暦 10 年）後も意次は家治の御用取次を続ける。側衆の小笠原信喜（のぶよし）らは家重に付き従う。理由は不明だが、家重の意向？

・宝暦 12 年 将軍代替わりや家重の葬儀への功績か。1 万 5000 石に。明和 4（1767）年側用人に。従四位下（中級大名クラス）、2 万石、相良に築城を許される（「城主」）→いずれも側用人になった際の慣例。特別ではない。

・明和 6 年、老中格。奥勤めもそのままに。これがポイント。明和 9 年老中。3 万石。奥兼帯。※奥勤め＝小姓、小納戸、側衆、御用取次、側用人ら。御用取次、側用人がとくに有力。

・安永 6（1777）年 7000 石加増（日光社参など）。若年寄水野忠友（7000 石）や御用取次稲

葉正明（まさあきら、2000石）にも加増。田沼一派への優遇。同9年初入部。

・8年家基急死。養子選定。徳川（一橋）治済（はるさだ）の子ども豊千代（家齊）に。4万7000石に加増。一橋家にも恩を売る。松平武元（たけちか）、輝高死去。田沼政権の確立へ。

・天明元（1781）年意知奏者番に。部屋住み、父親が老中で、奏者番は異例。父子継承を狙った？3年若年寄。奥の御用も。異例。意次を高く評価する川路聖謨なども、この点を批判。天明4年佐野政言による意知斬殺。父子による継承不可に。天明5年5万7000石に。水野忠友らも加増。

◆素顔

★田沼意次の評判

・「はつめい」という評価・・・落書や大岡忠光など。

・権勢を誇らず、腰が低い？・・・『翁草』4、121頁。ただし、意次に限らず、当時の権勢者の特徴？以前は強面、いまは柔和な人が多い。「幕府役人が老中を務めた」がゆえ？【藤田】

★穏和で丁寧

・本来よりも軽い処罰がなされる時代→幕臣の間で善悪の基準があいまいになり、綱紀が緩む。権勢者も丁寧な態度。「諸事穏便」

2 田沼意次研究について

★先行研究

・古くから・・・辻善之助『田沼時代』（日本学術普及会、1915年）

・その後も、中井信彦『転換期幕藩制の研究』（塙書房、1971年）、大石慎三郎『田沼意次とその時代』（岩波書店、1991年）、山田忠雄「天明期幕政の新段階」（山田・松本四郎編『講座日本近世史5 宝暦・天明期の政治と社会』有斐閣、1988年）、藤田覚『田沼意次』（ミネルヴァ書房、2007年）など多数。

・研究の進展にともなって、意次に対する評価も・・・。

3 意次は賄賂政治家か

★悪評について

・おもに風聞書など→信ぴょう性に疑問。

・たとえば、佐野善左衛門十七か条「依怙鼻肩を以て、諸士に立身を致させ、あまつさえ諸役人を己が党に入れ・・・」「歴々の御旗本へ、種生（すじょう）正しからざる成り上りの己が家来の賤女（しずめ）を以て、縁談取結せ・・・」（【辻】、辻は偽作かと評価）。

・大石慎三郎は意次が清廉と評価。根拠は『伊達家文書』。

★伊達重村の昇進運動

・伊達重村、少将から中将への官位昇進を望む。明和2年から老中松平武元と御用取次の意次に「手入」指示。

★武元への「手入れ」

・側役の古田良智（よしとも）を武元の用人や意次の用人井上に接近させる。

・仙台藩医工藤平助、武元の家臣那波（ななみ）牧太に接触。牧太：供の人数を減らして、用人がいる藩の長屋に来い。

・重村：（権門駕籠ではなく）辻駕籠で行くのもやむを得ず。

・那波：武元の用人と重村の側役の密事談合について了解。

→大石は「清廉潔白」な武元像を批判。藤田は武元本人の指示ではないと留保。

★意次への「手入れ」

・一橋家家老田沼意誠（おきのぶ）の仲介で、重村の側役の古田、田沼家用人井上寛司と面会。重村の要望：古田が意次の屋敷に出入りすること（＝「手入れ」すること）を、意次が許可してほしい。意次：OK

★古田の行動と大石の説

・古田：重村の要望を意次が了承したかを問い合わせたい。翌日（7月1日）に意次の屋敷を訪ねてよいか？

→書状でOKと回答しているのだから、わざわざ来る必要はない。

→大石の田沼意次＝清廉政治家の根拠。武元：ひっそりと来るように指示。腐敗政治家。意次：わざわざ来ることはないと回答。「収賄」の機会を放棄する清廉な人物。

★藤田の批判

・武元も意次も密事相談に来ることは OK。たしかに武元は従来の評価ほど「清廉」ではないのかもしれない。意次は7月1日の「収賄」の機会はたしかに放棄したが、その後、古田が出入りすることは許可（武元も同じく許可）。その後「収賄」の機会はいくらでもあったはず。

・当該史料から武元＝汚職腐敗、意次＝清廉は無理がある。むしろ、武元も意次も腐敗汚職の政治家とすることもできない。

*なお、結末は、①用人井上を通したもの、②意誠を介したもの、③大奥の実力者年寄高岳（たかおか）を通したものの3つのルートを通じた意次らへの「手入れ」によって、明和4年に中将昇進。

4 「賄賂」の歴史

★当時の常識

・「手入れ」が当然。定信、松平家（白河藩）の家格を「溜詰」（有力譜代藩の詰め所）へ上昇させるため、「盗賊同前の主殿頭」へも日々見舞い、「不如意」だが金銀を運ぶ。「多欲の越中守」と笑われる。「手入れ」をするのが当然の風潮。

・「寛政の遺老」松平信明も岡山藩主の官位昇進に関わり、金100両を受納。

★いつから盛んに？

・町人→幕府役人がとくに深刻。元禄から普請などが請負式になったのが一因（詳細は後述）。

・民間の経済力の発展を背景に、町人からの献策などを受けようになる→役人と町人らの癒着の温床に・・・。

・たびたび規制されたが、なかなか・・・。

5 何が問題であったか

・「手入」が当然であったとして、なぜ意次だけが・・・。

★意次の権力

・とくに意次は奥勤めを兼ねての老中。かつてないほどの強大な権力。

・安永8年武元死去、つづけて、安永9年、天明元年には先任の板倉勝清らも死去→松平康福（やすよし）は姻戚関係にある。名実ともに頂点に。後任の久世広明、水野忠友、牧野貞長はすべて姻戚関係にある大名。若年寄のうち3名も関係者。御用取次稲葉正明も腹心。

・勘定所も同様。石谷清昌（きよまさ）：宝暦20年から安永8年まで20年間勤務。意誠の子供が、石谷の子どもの養子。

松本秀持：千賀道隆の子を養子に。赤井忠晶：家重の小姓などを務める。意次と関係？

・町奉行所も。北町奉行：曲淵景漸（かげつぐ）：子ども（養子に出ていた）が井上寛司と婚姻。南町奉行：牧野成賢：弟の妻が水野忠友の妹。

◎奥勤めかねての老中というかつてないあり方+幕閣を関係者で固める→巨大な権力。

【史料1】（『よしの冊子』256頁）

一、越中様ハ御勘定所や御作事杯へ御用被仰付候と、不怪御急被成と見えて、どふも世話しなくてならぬと小役人も申候由。是ハ大ナル了簡違のよし。（中略。奉行がせっつくからそうになっているだけ）丁度世上の人へ田沼が金銀をよこせよこせと言ざれ共、みんな此方から金銀を持はこんで、田沼がとるとるといふ様ナもので（後略）

→「賄賂」の一面。意次がみずから言わなくても周囲が……。巨大な権力を誇るがゆえに、取り入ろうとする者も……。

★田沼家の成り立ち

・急拡大。家来の召し抱えが……

・家を動かす用人の存在。「渡りの用人」も……。

・柳沢吉保の場合とちがって、この時期は改易されるような大名が……。

・用人井上寛司：近江の百姓の子ども？ 用人三浦庄司：備後福山の庄屋の子ども。

・家臣の「質」。大名家としての未熟さ→家臣団統制（大名の家来らが直接接触するのは用

人ら)に甘さ。

◎権力の大きさと家臣団統制の甘さ。それに加えて、前述の役人と町人らとの癒着・・・。

第2回 田沼意次と山師の時代

1 幕政の課題

★財政問題が重要に

- ・享保の改革で年貢増徴などを主軸にした財政再建→限界に。あらたな財政政策が必要。
- ・民間経済が発展→民力をいかに活用するか。Cf 享保期の新田開発からすでに・・・。

2 田沼時代の政治と山師

★儉約政策

- ・享保期からつづけられる。田沼時代という「派手」なイメージがつよい一方で・・・。
- ・明和8（1771）年には拝借金制限令。

【史料2】高柳真三・石井良助編『御触書天明集成』（岩波書店、1936年）1835号

去寅年夏中御料所早損之国々多、御収納高格別相減、御勝手向御入用御不足ニ相成候ニ付、當卯年より五ヶ年之間、格別之御儉約被 仰出候ニ付、

一、諸拝借之儀、所司代并大坂御城代は勿論、遠国奉行、諸小役人等御役被 仰付候節は、是迄御定之通拝借可被 仰付候、其外万石以上以下共、不依何事、拝借相願候とも、當卯年より五ヶ年之間は、容易ニ御沙汰ニ被及間敷候、尤去年諸国一統早損ニ付、銘々儉約を専ニ可被致事

但、公家衆、門跡方其外寺社等、江戸遠国ニ不限、拝借之儀は勿論、堂社御寄付等も五ヶ年之間は御沙汰ニ不被及筈ニ候事

四月

右之趣、向々え可被相達候

- ・幕府の「公儀」としての機能と拝借金・・・大規模な災害などが起きた際・・・→拝借金の停止の意味するところは・・・。ただし、例外的に・・・。

★増収の手段

- ・①年貢増徴は限界。
- ・②民間経済の発達。そこからあらたな利益を得る方法を追究する町人や百姓たちとそこにあらたな財源を見出す勘定役人ら・・・。

・①と②があわさって、「御益」を追求する勘定役人たちや町人らが活躍する時代＝「山師」の時代へ。

★山師の性格と評価

・杉田玄白「世にあふは 道楽ものにおごりもの ころび芸者に山師運上 世にあはぬ 武芸学文御番衆の ただ懇懃にりちぎなる人」

・天明7年の江戸打ちこわし直後の風聞書（梶野平九郎による。『東京市史稿』産業編30）「いよいよ世上一同山師体の様にまかり成り」。

・小普請の上崎九八郎による上書では「御入用金」が出ないのを「第一」とするので、役人たちが支出削減をはかり、「御益」と称して競って収入を増やそうとする。

・一方で、海保青陵は「稽古談」で・・・「吾邦ニテハ、貴人武人ハ利ヲスツルコト也（中略）人利ヲステヌヲバ悪人ト云コト也、コレハヲカシキコトノハヤルコト也（中略）利ニカシコキ人ヲバ、山師ナド、イフ悪名ヲツケテノ、シルコト也、下ヨリ運上ヲトルガ山師ナラバ、周礼ハ山師ノ書也」「儒者ハ利ヲキラフコト也、サレドモ白石モ徂徠モ、先御勝手ヲナヲシテ、利ヲ得ル仕方第一也」

★「大山師」平賀源内

・本草学の発展：鉱物の発見、産物の生産へ→あたらしい知識があたらしい産業を

・意次と源内の関係がいつ始まったかは不明。青木昆陽らが仲介か。

・源内は鉱山技術を重視。宝暦13年幕府、未採掘の銅山などを調査。銅や銀の増産を目指す→明和3年大坂銅座創設。独占販売と増産奨励→鉱山熱発生！

・源内、秩父中津川金山採掘に関わる。大和金峰山などでも調査。「大山師」。安永2年ころから中津川鉄山や秋田藩の鉱山に関わる（安永元年意次老中に。源内の関与は意次の要請か??）

*長谷川も山師?? 『よしの冊子』249頁

3 実際の政策と山師たち

★運上・冥加

・「運上」→営業税、「冥加」→特権などを与えられたことに対する礼金だが、混用。「広く浅く」。都市だけではなく、農村も。宝暦—安永にかけて、大坂では127株認可。

・家質（かじち）奥印差配所・・・江戸の町人が出願するが、実際は大坂町人が中心。家屋敷を担保とする金銀貸借証文（家質証文）について、差配所の奥印が必要とする（当該貸借の独占的仲介と保証）。差配所は世話料を受ける。明和9年には9950両もの冥加金を幕府に。

→商人が家屋敷を担保に資金繰りをするとき、差配所に借金を知られてしまう+世話料も払わないといけない。大坂町人は反発。廃止。

・上記のような事例が多発。地域住民と出願者（山師）の利害はなかなか一致せず。幕府は冥加金を期待し、なんとか進めようとする→民間からの献策と採用。ただし、それがしばしば幕府の失政になったり、幕府役人と出願者の癒着などにもつながったりする。

★請負

・元禄頃から請負方式に（土木工事など）→経済・社会の複雑化→さまざまな難問→民間の知恵の活用→町人らはそこに商機を見出す→請負に→関係役所などに働きかけ→贈収賄の温床に。

・白石は民間からの献策を禁ずるが、実際はうまくいかず→享保にはふたたび容認。

・幕府役人（勘定役人）による諸政策の立案・・・。民間からの献策、株仲間の積極的な公認。冥加・運上を課す。

★朝鮮人参・白砂糖

・オランダからの輸入に頼っていた白砂糖→甘蔗（サトウキビ、甘藷はサツマイモ）砂糖の製造を大師河原村の名主池上幸豊（ゆきとよ）が「御益」と意次に働きかけ→池上各地を巡回。普及へ。

・朝鮮人参国産化。町医師藍水を幕臣に。「御国益」。

★米切手統制

・享保以来の「米価安の諸色高」。空米切手の統制。蔵屋敷に米がないのに、米切手を出す

=空米切手→米の値段が引き下がる。

・宝暦 11 年御用金（買米資金の調達、170 万両を命じるも、実際に集まったのは 56 万両）、空米切手の禁止→大坂市中から金が幕府に吸い上げられた結果、大名が大名貸しを受けにくくなる→2 ヶ月で撤廃。

・天明 3 年、幕府御呉服師後藤縫殿助（ぬいのすけ）の改印制を導入→4 年規制撤廃。これも大名の財政が厳しくなる。いずれも幕府財政と藩財政の間に矛盾。

★印旛沼の干拓工事

・享保改革期に構想アリ→安永 9（1780）年代官宮村高豊が構想か。素性よくわからず。成功すれば 3900 町歩（約 3900 ヘクタール、享保期の越後紫雲寺潟新田は 1700 町歩）→浅間山の大噴火で降灰→河川が浅くなり、大洪水で失敗→天明 8 年に宮村は遠投島処分（代官在職中の不正が理由）

★ロシア交易・蝦夷地開発

・「赤蝦夷風説考」が発端→腹心の松本秀持に検討を命じる。松本の意見：蝦夷地で抜荷あり。防ぐには交易を認めるしかない。金銀銅鉱山を開発して、ロシアと交易して利益を得ればよいのではないかと？→調査団派遣→佐藤玄六郎の報告書。松本の意見：116 万 6400 町歩を新田開発。人手が足りないで、穢多頭の弾左衛門配下の者ら 7 万人を移住させる。満州やロシアも服属させる・・・現実性は・・・。いつの間にか交易が出てこなくなっているのは、調査の結果、現地での交易はたいした規模のものではない。長崎貿易の支障にもなるなど。

★天明 3 年と 5 年の御用金

・天明 3 年、鴻池などを融通方に任命し、14 万 5000 両を供出させる→両替商が手元に置き、大名に金貸し（背景に大名への貸し渋りがあり、幕府が債権保護を加えた？）。年利 8% 以内。5%を幕府に上納。2.5%を両替商に戻す。

・担当者は大坂西町奉行の佐野政親（まさちか）。田沼派。

・天明 5 年、御用金令。返済が滞った場合は、抵当の田畑を幕府代官が管理する。7%、1%は幕府へ上納。

→豪商の抵抗により失敗。

★天明6年全国御用金令

・全国の町人・百姓・寺社らから御用金を上納させ、大坂の貸金会所が年7%で大名に融資。担保には米切手か村高。御用金は一応利子付き。「国債」

・100石につき、銀25匁。百姓で言えば、全国の石高を3000万石とすると金60万両くらい。

・御用金令。2ヶ月で撤回。幻の「幕府銀行」。桑名藩松平家の家臣原惣兵衛が発案？意次の用人三浦に取り入って献策？三井らと呼ばひつけ、お金の収納役に任命しようとしたのは松本秀持。

・洪水などで人々が苦しんでいるというのが幕府の撤回理由だが、あらたな負担と理解されたか。公家の今出川実種は、近年「御益」と称して、人びとの金銀をかすめ取り、今回また「融通」と称して課役する。「万民」が「辛政」に苦しむと書く。

◎山師（町人、勘定役人・・・）の献策に積極的に飛びつく幕府。「御益」追求が諸大名や人々の負担に・・・。

第3回 田沼意次と勘定役人たち

1 勘定所とは

★職務

・勘定所≠財務省。勘定奉行—勘定組頭—勘定—支配勘定 ※ちなみに、×勘定奉行所 ◎勘定所

→財政運営と幕領の支配が主要な職務（財政と農政）。司法や交通なども担う（元禄頃から道中奉行を兼任）。幕末には海防掛など・・・。

『国史大辞典』では

「勘定所の長として幕府財政一切を総監し、幕領の租税徴収を取り扱うほか、全国の幕領と関八州の私領の民刑事の訴訟を受理した。さらに正徳二年（一七一二）までは佐渡奉行兼任者が存在し、また元禄元年（一六八八）就任した松平重良は、在職中の十一年道中奉行兼帯を命ぜられ、以後勘定奉行のなかから一名が大目付とともに道中奉行を兼ねるようになった（佐藤註：中略）また享保の改革期以降、常時ほぼ四、五名が在職し、両部門それぞれで月番制をとり幕末に及んだ。勝手方の職務は租税の徴収、検地、新田開発、諸運上、代官の配置、封地の分与、金穀の出納、貿易、金銀銅山など財務と民政であり、公事方は民刑事の訴訟を取り扱い、評定所へも出仕した。」（高沢憲治執筆部分）

・寺社奉行所の司法関係も・・・寺社奉行は大名役。役所なし。家臣が職員となるが、とくに重要な「吟味物調役」は勘定所の役人が担う・・・。

・三奉行・・・町奉行・勘定奉行・寺社奉行。評定所を構成。老中からの諮問を受ける。勘定所の役人が出向し、実務を担当（ほとんどの評定所の職員を勘定所の役人が担う）。

・勘定奉行の役職上の格式は町奉行が上だが、多くの幕府役人が指揮下に。代官・蔵奉行・金奉行・御林奉行・・・。

◎財政・農政・司法・交通などに加えて、評定所のメンバーでもある。多くの幕府役人を指揮下に置く。

2 勘定所の歴史と役人たち

★享保期の拡大

- ・享保6年（1721）、公事訴訟担当の公事方と財政を担当する勝手方に分課。
- ・同8年、幕領を上方と関東に分けて支配していた体制を改め、勘定奉行による統一的支配。年貢収入も同様に。
- ・勝手掛老中の創設。財政の重視。勝手掛老中—勘定奉行ラインによる一元的な幕領管理と財政運営。
- ・支配勘定見習や大河川の治水工事を担う普請役などを新設。
- ・職員数は40%増（勘定の定員は130名に）。
- ・後には、長崎貿易や朝廷財政の分野にも進出・・・。

◎財政問題が幕政の中心的課題になっていく中で、勘定所の位置づけもより重要なものに。

★代官

- ・幕領を管理したのは、勘定奉行指揮下の代官（郡代）。重要な直轄都市には城代・奉行が置かれる。
- ・「幕府代官所の役人数は少ないから幕府の支配力は弱かった」などといわれることもあるが・・・代官所のスタッフには純然たる武士身分ではない者も・・・地役人・・・。
- ・豊田友直の日記について。西沢淳男編『飛騨郡代豊田友直在勤日記 1・2』（岩田書院、2019年、2020年）・・・

3 立身出世と勘定所

★出世ルート

- ・勘定奉行就任者213名。多くは番士→目付→長崎奉行など→勘定奉行（幕府役職の出世コースとしては一般的）。
- ・「実力主義」。勘定所内部の職階を「立身出世」して、勘定奉行になった者が10%存在。特

異。町奉行など、家柄が重視されるほかの一般的な役所ではありえない→「低い身分」から昇進した奉行が相応にいる。

・(ある種一般的な) 御家人株の売買とともに、筆算吟味の存在。・・・。

★「低い」身分から出世した人々 (一例)

・川路^{としあきら}聖謨・・・日露和親条約調印などで著名。元々は豊後日田の代官所手代の子供。御家人の家に養子入り。ただし小普請という無役の家→筆算吟味合格→勘定所支配勘定出役→支配勘定→勘定吟味役、大坂町奉行などを歴任後、嘉永5(1852)年勘定奉行。プチャーチンの秘書官ゴンチャロフ「大きな褐色の目をした聡明機微な面構えの男」(『ゴンチャロフ日本渡航記』)。【写真】

・小野^{くによし}一吉・・・御家人身分。徒目付などを経て、勘定(旗本)→代官→勘定吟味役→勘定奉行。平賀源内がほめるほど、才覚に優れていたという。

・佐々木^{あきのり}顕発・・・御家人株を取得→勘定→勘定吟味役などを歴任後、勘定奉行。

★その一方で・・・

・遠山景元(「遠山の金さん」)・・・父親の^{かげみち}景晋は旗本の永井家から。御小納戸役・小普請役・作事奉行などを経て勘定奉行。のち、町奉行。

・小栗忠順・・・新潟奉行小栗忠高の子ども。使番→目付→外国奉行→勘定奉行→町奉行。

4 中井清太夫

・勘定奉行までには至らなかったが、中井清太夫も立身出世を遂げた人物。

★中井の出自

・河内国楠葉村の「浪人」中井家の出身。兄仁左衛門は勘定奉行石谷^{きよまさ}清昌と懇意。石谷は田沼政権で・・・。仁左衛門の子、万太郎は一橋家から扶持。田沼意次の了承。

・田沼政権と一族がつながりあり。幕臣に登用される？

・宝暦9（1759）年御徒、明和4（1767）年支配勘定、同年勘定吟味方改役並、翌5年勘定吟味方改役、明和8年勘定→安永3年（1774）甲州代官、後に小名浜代官→寛政3年8月免職：勘定奉行赤井に対して金子を・・・甲州での検地に問題が・・・。

◎幕府の勘定役人として、立身出世し、活躍した人物。政権交代後もしばらくは・・・最後は・・・。

★中井の業績

・甲州代官時代に九州から馬鈴薯を→「清太夫芋」→上野原の竜泉寺に碑が・・・。

・「安永の御所騒動」（口向役人不正事件）・・・財政を始めとした御所の実務を司った下級役人＝口向役人。安永2・3（1773・74）年に口向役人の不正を幕府が摘発。死罪4名（賄頭・勘使ら）、遠島5名（勘使・仙洞取次ら）。軽罪のものも合わせると口向役人だけで150人以上の者が処罰を受ける。御用達らも罰される。一大事件に。朝廷財政に対する勘定所の監督強化のきっかけに。朝廷財政の幕府財政一部局化・・・。

→中井清太夫は、勘定役人として上京。事前調査や吟味の立ち合いなど、ふかく関与。担当の京都町奉行上京の前に「地ならし」も。三田村鳶魚「御所役人に働きかける女スパイ」では、弟の娘を口向役人に嫁がせて、スパイをさせたという筋書きが・・・。

→出世のきっかけの一つ。

・京都錦高倉青物市場の騒動をめぐって・・・明和9（1772）年。同市場は、五条問屋町市場の異見により、市場差し止めとなる→錦市場側として、帯屋町町年寄伊藤若冲活動。とある医者に赴いた際に、中井清太夫の存在を知らされる→接触。町方と村方を巻き込んでの「訴願戦術」の指南を幾度も受ける（のち、若林市左衛門なども加わる？京都東町奉行は赤井忠晶）→2年の歳月を経て、再開にこぎつける。幕府役人としての知識（や伝手も？）を錦市場側に授ける中井・・・。

→訴願には多額の費用が要され、錦市場側は、町方・村方の当事者から金20両と銭61貫400文を集める。おそらく、ここから（あるいはこれ以外から）中井にも・・・。

・米切手統制策などにも関与・・・。

★中井の評判

・「よしの冊子」での評価

【史料3】『随筆百花苑』8巻（以下、「よしの冊子」はここから）、59頁

一、中井清太夫雑評、一体山師にて、大和之百姓の次男、江戸へ参り御徒ニ相成候処、京都禁裏御勝手方之役人ニ清太夫伯父御座候由、右伯父ニ内々にて京都役人私曲之筋杯承り表向へ申立、清太夫懸りに相成、右伯父ノ首ヲ切セ其外をも刑罰被仰付候由（尤伯父ノ子ヲバ手前へ引取候よし）、其功ニ依て御代官ニ相成、甲州へ参居候由、尤河合越前〔久敬〕気ニ入、其後松本〔秀持〕と縁を結、赤井〔忠晶〕へも至極心安キよし、甲州ニ居候節、百姓をだまし、安藤弾正少弼〔惟要〕用人之宅へ捨文致させ候由（其趣意は清太夫よろしき役人故、何卒甲州御郡代ニ被仰付、布衣ニ被仰付候様、百姓一統ニ奉願度ノよしを認候よし）、尤其捨文ハ焼捨ニ相成候由、とかく百姓ニ進め、箱訴させ候由、江坂孫三郎杯、又例の中井箱訴かと被笑候事杯、度々御座候由〔中略〕乍然相応之働も有之、自身之奢気ハ一向無之、引負など仕候事も無之由、但事之取計ハ杜撰多御座候由、勘定奉行衆も定メてアキラレ候半と申サタ

【史料4】 同上、408 頁

一、中井ハけいきを見る男にて、世風ニかかり候由。田沼時分にハ度々新田の事杯申立、此節ハ専御儉約の工夫を仕よし。併至て精勤にて、何事も日本国中の事を存候ハぬハ無之、御ふしんと申せば爰ニ良材御座候、爰ニ奇石御ざ候と申立、其外山川の事など委く、何を御尋御ざ候ても、御答申上候由。至てセ話やきにて色々の工夫仕候由。甲州御代官之節、上方より牛を三疋自分宅へ引寄、百姓へ牛にて田をすき候が宜しきや、馬にてすき候が宜しきやと、すきくらべさせ候事も御ざ候由。甲州ニ罷在候節、常の帯を甲州木綿にて拵へ結び候由。当時にてはやはり帯ハ木綿にて、儉約ハ上も無之と申さた。利口ハけしからず利口のよし。

【史料5】 同上、67 頁

一、中井清太夫精勤之功者ニ候へ共とかく姦物のよし。人の非を見出し夫を自分の功ニ致し候ものゝ由。とかく世間にて評判不宜候よし。但大八木伝庵ハ殊外此清太夫を信向いたし申候由。伝庵も療治自慢にて、自分計の様ニ思ひ候よし。尤学文無之よし。

【史料6】 同上、68 頁

一、中井清太夫にくまれものゝ由。百姓をバことの外むごく取扱申候由。此度大坂へ参候が、嘸々百姓ニハ悪まれ可申と申候由。何レニも世間にてハサタアシキ人のよし。

→「精勤之功者」「利口ハけしからず利口のよし」「名代官」⇔「姦物」「にくまれものゝ由」

・勘定所は「実力主義」。手柄を立てれば・・・献策を用いやすい風土？そもそも役人の中にも前歴が分からないものが・・・民間の「山師」と勘定所の「山師」。

・中井は「山師」の典型。田沼政権とのつながりの中で立身出世？米切手統制策や安永の御所騒動などにふかく関与。能力があり、創意工夫する人物⇔江戸城中などでは悪評を受ける

第4回 田沼意次と松平定信

1 田沼時代の終焉

・天明4年3月24日佐野政言による意知斬殺で父子の権力継承不可能に。政権の終わりが見え始める・・・。

→佐野が葬られた徳本寺に群衆参詣。賽銭も膨大に。天明の飢饉などで高騰していた米価が下がった??意知の葬列に投石。

・工藤平助の感想?意知は善人で将軍のお気に入り。佐野は意次を斬りたかった。意次を斬ったら、意知が老中に就いて政権がつづいたかも。そうすると今の世の中ががつづいたはずで良くなかった。意知斬殺でよかった(只野真葛「むかしばなし」)。

・意次は意知死後も政務をつづけるが・・・

2 意次の失脚

★老中失脚

・天明6年老中辞職。8月25日家治死去か。27日老中辞職←この直前に御用金令や印旛沼干拓工事が中止。家治が危篤状態であったから、かえって(罷免ではなく)辞職で済んだ??

→直後に水野忠友、養子にもらっていた意次次男意正を離縁。のち、権勢をふるった時代に意正を若年寄に昇進させ、相良に所替などの優遇措置。松平康福らも離縁や義絶をつぎつぎに・・・。

★つづく処罰

・天明6年閏10月。2万石減知や謹慎など。一橋治済が14歳の家斉のためにも幕政改革を→寛政の改革へ。

・天明7年さらに2万7000石の減知、隠居謹慎、相良城没収。陸奥と越後で1万石に→寛政の改革スタートによる。江戸の打ちこわしで田沼派完全失脚。「一、田沼主殿頭殿先達而二万石被召上候節ハ、何共不思居候処、先日厳敷被仰付候節ハ殊外相悲ミ、三日程ハ食事も撰兼候由」(「よしの冊子」58頁)。事実かどうか分からないが、「厳敷」処置とみる向きも?

★その後

・家来に対する配慮。処罰後、270人の家来に暇を出した時もそれぞれに手当を。物頭席には200両など→背景には、田沼家の財政の豊かさ？

・処罰後、重職を選挙で決める。

・遺訓（全7か条）・・・家来への心配りなど。7条目が財政についてかなりの分量。収入は増えることはないが、支出が増大することはしばしば。儉約重要。百姓・町人らに賦課をかけるのはよろしくない。意次らしきとともに、当時の大名が直面していた問題。

・意次の評価。さんざんななかで・・・「よしの冊子」313頁所載、蕎麦屋の隠居の話しでは・・・「(定信をほめるのはまだ早い) 其訳ハ田沼様も一万石位之時ハ御慈悲ナよい御人じやなどと、田舎ニても御ほめ申候ベキが段々権威相募る候後ニハ、あの通り万事不取計ニて御自分もしくじつた、越中様も何ンぼ有がたいと申てもまだ丸二年ハ立ぬ。其上越中様之御器量で、万一此後思召が違いて権威をふるい被成様に成たならば、御血筋といひ中々田沼位の事でハ有まい」 ※「一万石」・・・美濃郡上一揆の際に・・・。

3 意次後の山師たち

★賄賂の風潮は？

・「当時賄賂ハ厳敷上下共に相止申候由・・・」（「よしの冊子」254頁）

・「先達西下御老中前ハ、進物も相応ニ御受被成候処、御改成已来誠に厳敷相成、何方も進物受納無之処、此節ちとゆるミ、御親類両役由緒の方よりハ進物受納有之と申事（後略）」（「よしの冊子」23頁）

・「本弾侯はとかく御取被成候由。先達而御取被成ぬハ此節御取可被成爲の山也。初めから御取被成と人が取入ぬから、初めハ態と御取不被成」（「よしの冊子」311頁）

・「本弾侯はとかく賄賂をとられ候由。尤本弾侯にハ御取ハ無之候へ共、家来あしき由。尤御時節柄故、格別の事ハ無之候へ共、少しヅハの事ハ御座候由。いづれニも弾正侯へハ取入安く御座候ニ付、色々の人入込申候て心易相成候よし。中々西下ハよつてもつかれぬ御勢ひだが、弾正殿ハ随分取入レハ取入安イと申候よし。（「よしの冊子」232頁）

◆公用人などについて

・「近年ハ御老中方も公用人杯も御相手ニて御政事が有たから、自ラ倍臣ニても威勢強く、大名迄公用人之宅へ行様ニ成たつげが、西下御役ニ被為成てハ、内々ノ取次もできず・・・」

(「よしの冊子」 151 頁)

・「御用取次田沼時分ハ威勢強く、御老中も賄賂をつかひ、御用御取次のきげんを取候処、当時ハ諸事御老中より出候事故、御取次ハホンノ御用御取次、御右筆ハホンノ物書だと申候サタのよし」(「よしの冊子」 256 頁)

・「西下の公用人并取次杯も丁寧で、そして物とらかで、願事杯も申出しよい。アレデ些握つたら猶々頼ミよかるふと申候由」(同上 74 頁)

・「西下ニてハ上ニてハ決而進物受ハ不被成候が、公用人杯ハつかむと申さたのよし」(同上 34 頁)

→公用人も地位低下。ただし、「願事杯も申出」は変わらず。場合によっては「掴む」？御用取次も定信政権下では・・・。

◆定信政権下での中井清太夫

・「中井清太夫西下へ御心安う成候は、御勘定組頭若林市左衛門杯と、当時親類懇意故、それらのひきにて段々御勘定奉行より申立、御出入ニ成候事やと申候由」(同上 83 頁)

⇔239 頁では、とある幕臣が本多へ取り入り、定信にも取り入ろうとするが、定信は笑って「先達で中井にあぶなくだまされた」と言ったという。また、241 頁では、「中井は本多へは気に入られたが、定信にどう思われているかはよく分からず、田安を通じて聞こうとする」というエピソード。定信との関係性定まらず？

・「よしの冊子」 259 頁では

【史料 7】

一、御代官近代被仰付候面々并御小普請ニて御代官を願候もの共、此節中井の弟子ニ相成り、時々参候て色々中井の指南を受候由。中井ハ能人に物を教へ候へ共、とかく持まへで、手前へ付したがハぬ者をバわるく申たがり候由。此節の人の中井へ参候も、実ハ中井のきげんをそこねぬ為に参るそふナと申候よし。

→近頃代官に任ぜられた者や代官への就任を希望する者は、中井の「弟子」になる。面倒見が良く、あいかわらず力を持つ清太夫？⇔「手前へ付したがハぬ者をバわるく申たがり候由」

【史料 8】 同上、311 頁

一、馬場助左衛門（作事下奉行か）と申者一躰大山師にて人物ハ不篤実成ものゝ由。中井清太夫親類にて宅も隣家ニ居候よし。中井が取持にて近来又々立身いたし候由。御時節柄ニハ、あの様ナ山師ハ立身致そふもないものだとさた仕候よし。

→中井の親類。「大山師」。中井の「取持」で立身出世？

・献策の方向性を変更（同上 408 頁）？？財政収入の増加は寛政の改革下でも重要な課題。

・石崎清之丞の事例。平井専阿弥弟。専阿弥が定信に推挙？もとは「糸針を売申候もの」。蔵前手代→支配勘定。勘定所では不満蓄積。「一向服し不申由。御時節柄と申、何ぼ利口發明ナ男でも、少しは筋も御糺しも在そふナ物だ」。これは定信の指示ではなく「みんな奉行のする事だ」（「よしの冊子」301 頁）

→実力があれば出世？ただし周囲には・・・

*その一方で・・・

・「四ツ谷新宿ニ先年藤吉と申山師有之。中井と至極懇意にいたし、中井尻持にて色々の願事仕候処、此節ハ右山師も埒明不申、新宿ニも居り不申候由」（同上 219 頁）

・「中井清太夫、大手を一杯・・・自分ノ職分をバさし置き、彼是と外の事のみ口出し致たがり候ハ、如何成事と被仰候よし。追々中井が段々のしつぽがわれるそふなと申候よし」（「よしの冊子」272 頁）

→中井の立場の不安定さ？結局、寛政3年8月には免職。勘定奉行赤井に対して金子を・・・など。寛政の改革下でも、一定の地位を保つ中井。定信へも近づこうとした？結局は免職（背景に代官交替）。

◎おわりに

・老中+奥勤めという異例の権力。

・姻戚関係による基盤固め。

・経済の発展と民間からの献策。それを活用した「実力主義」の勘定所。立身出世をはかる勘定役人たち。「山師」の時代。定信のもとでも勘定所の「実力主義」は・・・「山師」も・・・

・「山師」の代表としての中井。種々の局面で活躍。相反する評価。「精勤」ゆえ、定信政権

下でも生き残るが・・・。

・勘定所は幕末に至るまで中心的役所のひとつ。ただし、幕末になると海防掛などと・・・
「抵抗勢力」のようにも・・・。

おもな参考文献

飯島千秋『江戸幕府財政の研究』（吉川弘文館、2004年）／宇佐美英機「京都錦高倉青物市場の公認をめぐる」（中村勝編『市と糶』1999年）／大野瑞男『江戸幕府財政史論』（吉川弘文館、1996年）／川田貞夫『川路聖謨』（吉川弘文館、1997年）／窪田頌「平賀源内・芋大明神・楠葉」（『枚方市史年報』22、2020年）／高槻泰郎『近世米市場の形成と展開』（名古屋大学出版会、2012年）／同「中井清太夫という男」（神戸大学経済経営研究所『RIBE ニュースレター』119、2012年）／藤田覚『勘定奉行の江戸時代』（筑摩書房、2018年）／藤田覚『日本近世の歴史4 田沼時代』（吉川弘文館、2012年）／藤田覚『田沼意次』ミネルヴァ書房、2007年／山田忠雄「天明期幕政の新段階」（山田・松本四郎編『講座日本近世史5』有斐閣、1988年）／山本博文『武士の人事』（角川新書、2018年）／拙論「口向役人不正事件と江戸幕府の遠国都市政策」（『学習院大学』研究年報』68、2022年）／拙著『近世の朝廷財政と江戸幕府』（東京大学出版会、2016年）